

農業所得収支計算Q & A

平成18年産米から、農業所得は収支計算で申告していただくこととなりました。農家の皆様には、農業所得の金額を計算して「収支内訳書」を作成していただく必要があります。農業所得の申告に関し、よくいただくご質問とその回答をまとめました。

収入に関する事項

◆保有米・飯米、家庭菜園◆

Q1 保有米の単価、家庭菜園の収入の出し方はどうするのか？

→通常他に販売する価額により、収入金額に計上することになります。

※自家消費のみ（他に販売等していない）の場合には、申告は不要です。

◆縁故米（収入・必要経費）◆

Q2 親類に農業を手伝ってもらった場合に、米を現物で支払った場合はどうなるのか？その時、領収書をもらう必要があるのか？

→労働力の対価として米で支払う場合は、縁故米ではなく事業用として消費した農産物とみなして収入計上が必要です。一方、雇人費として必要経費計上もします。その際、領収書があったほうがよいですが、最低限、支払先の方の住所・氏名・数量はきちんと記録しておく必要があります。

◆過年産米精算金◆

Q3 平成26年産米の精算金が平成27年に入ってから入金された場合はどうなるのか？

→過年産米精算金等は各々の年では確定していないため、入金された年の収入としてください。

◆期首・期末の棚卸高◆

Q4 農産物の期首・期末はどのようにみればよいのか？

→各年産毎に価額が異なりますので、それぞれの年の価額で在庫計上してください。

（〇〇年産のものがそれぞれいくらかを記録しておく必要があります。）

◆中山間地交付金◆

Q5 中山間地の交付金については、どのように計上するのか？

→個人配分と共同取組活動分の合計額は、集落協定の代表者に交付された日の属する年分の農業所得の雑所得として計上することになります。

（ただし、集落ごとに取り扱いが異なる場合もあるので、その際には個別にご相談ください。）

◆その他◆

Q6 出荷せず、親戚へ安価で販売しているほかは、飯米のみ。この場合は申告しなくてもよいのか？

→相手が親戚でも販売している場合は申告が必要です。また安価で販売していても、その価額が通常他に販売する価額の7割以下の場合は、通常他に販売する価額で計上する必要があります。

Q7 すべてを農協に出荷して、食べる分は他から購入している場合はどのように計上するのか？

→農協に出荷した分は収入になり、購入した分は収入にも必要経費にも含められません。

必要経費に関する事項

◆減価償却費・農具費◆

Q 8 共同で購入する農機具が10万円を超える場合であっても、各農家負担分が10万円未満であれば必要経費（農具費）でみてもよいのか？

→個々の農家の負担分がいくらであっても、農機具本体の価格が10万円を超える場合は償却資産として計上する必要があります。

◆雇人費・作業委託費◆

Q 9 人に作業の手伝いをお願いして、その見返りとして、現金や米ではなく、飲食店でご馳走したり、酒を振舞ったりしたが、これも経費に計上できるのか？

→飲食代は、農業の遂行上必要な経費とは認められないものと思われます。なお、雇人費として現金や保有米で支払う分には必要経費に計上できます。

Q 10 手伝ってもらった労賃の代わりに、米で現物支給している。その場合の計上はどうなるのか？

→収入としては、事業用に消費した農産物として計上し、必要経費としては、雇人費で計上することができます。

Q 11 雇人費はどのように計算すればよいのか？

→雇人費については、特に労働単価というものはありません。両者間で決めてください。なお、支払いを受ける方の収入金額となりますのでご注意ください。

Q 12 田植えを作業委託している場合、種苗費や資材費は項目に分けて計上するのか？

→資料等で各項目に分けられる場合は分けて計上してください。分けられない場合は一括して作業委託費として計上しても構いません。

Q 13 作業委託費を口座振替で支払っている場合、明細が分からなくなる場合があるが、どうすればよいのか？

→資料を残しておいて頂きたいのですが、やむをえない場合は通帳に明細を記入しておく必要があります。

◆農業割合◆

Q 14 農業割合については、あくまで自己申告で認められるのか？

→一年間の使用状況（使用時間、使用距離、使用面積等）に基づいて明確な区分と割合を算出させていただく必要があります。

Q 15 農業共済の掛金（軽トラック）についても農業割合を出すのか？

→農業以外に使用することがある場合は、あくまでも農業に使用した割合のみが必要経費の対象となります。

◆動力光熱費◆

Q 16 電力で基本料金のみ（使用量ゼロ）の月がある場合は、どのように計上するのか？

→年間を通じての合計額を出していただき、実際に農業に使用した割合を合理的に算出して計上してください。

◆土地改良事業の賦課金◆

Q 17 土地改良事業の賦課金のうち、永久資産取得対応部分とはどのようなものか？

→土地改良施設の敷地等の土地取得費及び農用地の整理、造成に要した経費をいいます。目安として10aあたり1万円未満の賦課金であれば、全額経費計上できますが、それを超える場合は内訳を土地改良区に確認する必要があります。なお、豊岡市では、土地改良区からの報告により10aあたり1万円以上の賦課金の場合や繰上償還した地区について、永久資産取得対応部分を除く経費の額を算出し広報等でお知らせしています。

◆解体経費・交際費・無人精米機◆

Q 18 農業用に使用していたビニールハウスの解体費用は経費にできるのか？

→経費にすることができます。

Q 19 交際費はどこまで経費に計上できるのか？（例えば、集落の農会等で研修と称して温泉旅行に行く場合）

→原則、農業を行う上での必要不可欠と考えられる部分のみを経費計上していただくこととなります。例の場合は、実際に農業研修を行ったのであれば、その研修の性格・目的等からみて、それへの出席が専ら農業の遂行上必要なものであり、かつその金額がその出席のために通常必要と認められる程度のものであれば、必要経費として差し支えないものと思われま

Q 20 無人精米機は領収書や明細が出てこないが、どのように経費計上するのか？

→無人精米機での精米は出荷でなく自家消費分なので、経費計上できません。

◆土地取得費、自身の労賃◆

Q 21 田んぼを購入して農業を始めたが、その購入費用は経費として計上できるのか？

→田の購入費用については経費計上できませんが、不動産取得税、固定資産税は経費計上できます。また、購入費用を借入れた場合は、返済にかかる利子は経費計上できます。

Q 22 自分の労賃は経費にできないのか？

→所得税法第37条に規定の「直接に要した費用の額」に、自己の労力は含まれないため、経費にはできません。

その他に関する事項

◆領収書◆

Q 23 申告の際、領収書などを提出する必要があるか？

→収支内訳書を提出していただきますので、領収書などを添付する必要はありません。

Q 24 領収書の原本を紛失したがコピーは残っていた。残っていたコピーでもよいのか？

→コピーでも結構です。

Q 25 領収書等は何年保管すればよいのか？

→現金の収支（領収書、預貯金通帳、借用書等）にかかるものは7年間、その他の書類（請求書、契約書、納品書等）は5年となっていますが、同一年の書類はまとめて7年間保存していただくのがよいと思われる。

◆小作料の必要経費◆

Q 2 6 田をすべて預けているので小作料収入を不動産所得で計上することになっているが、その場合の必要経費として、土地改良区賦課金や固定資産税を含めてもよいのか？

→小作料のもとになる田の分は計上できます。

Q 2 7 田んぼをすべて預けている場合は、小作料収入を不動産所得として計上することだが、少額であっても計上が必要なのか？

→金額に関係なく小作料が発生する場合は不動産所得の収入金額となります。

—お問い合わせ—
市民生活部 税務課 市民税係
Tel 0796-21-9045 (直通)
Fax 0796-23-1441